

平成23年度決算に基づく

財政の健全性を示す指標の算定結果を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により算定した4つの「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率

実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。この比率が大きいほど財政運営は厳しい状態です。山口市の一般会計等は、一般会計のほか、土地取得事業特別会計、地域下水道特別会計、特別林野特別会計の合計となります。

山口市の状況は？
市の収支決算は黒字(約8億円)です。

早期健全化基準 11.33%
財政再生基準 20.00%

—

赤字額は
ありません。

連結実質赤字比率

一般会計等に水道事業や下水道事業などの全事業の会計を合算して、市全体の赤字の状況を指標化したものです。この比率が大きいほど財政運営は厳しい状態です。

山口市の状況は？
市全体の収支決算は黒字(約27億円)です。

早期健全化基準 16.33%
財政再生基準 30.00%

—

赤字額は
ありません。

実質公債費比率

市がその年に支払う借入金の返済額を指標化したもので、3年間の平均で比率を算出します。この比率が大きいほど資金繰りが厳しい状態です。

山口市の状況は？
比率の数値は良好です。

早期健全化基準 25.00%
財政再生基準 35.00%

11.0%

将来負担比率

市が将来負担しなければならない借入金などの状況を指標化したものです。この比率が大きいほど将来の市の財政を圧迫することが見込まれます。

山口市の状況は？
比率の数値は良好です。

早期健全化基準 350.0%

63.2%

資金不足比率

資金不足比率

事業収入を元に、独立採算を原則として経営する※公営企業について、資金不足額と収益とを比較して指標化したものです。

山口市の状況は？
資金不足はありません。

経営健全化基準 20.00%

—

資金不足は
ありません。

※公営企業…水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、国民宿舎事業、小郡駅前第三土地区画整理事業、簡易水道事業をいいます。

本市は全ての指標において基準を下回っており、財政の健全性が保たれています。
今後も分析を継続しながら、安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

【用語の解説】

早期健全化基準 財政の悪化が警告段階であることを示す基準

健全化判断比率の指標のうち、1つでもこの基準を超えると「財政健全化団体」になります。この場合、財政健全化計画を定め、自助努力で財政の健全化に取り組むことになります。

財政再生基準 財政が破綻状態であることを示す基準

健全化判断比率の指標のうち、さらに状況が悪化して、1つでもこの基準を超えた場合には「財政再生団体」となります。この場合、財政再生計画を定め、国の監督を受けながら財政の再生に取り組むこととなります。

経営健全化基準 早期に経営健全を図る必要があることを示す基準

資金不足比率が、経営健全化基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、自助努力で経営健全化を進めることとなります。